

津市ふるさと就職活動応援奨励金交付要綱

平成 27 年 5 月 29 日訓第 61 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日訓第 42 号

平成 30 年 3 月 30 日訓第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、企業等へ U ターンによる就業を希望し、就職活動を行う者を支援することにより、地域の商業振興及び経済の活性化を促進するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 本市の区域内に主たる事務所を有する企業、医療法人、社会福祉法人及び学校法人をいう。
- (2) 就職活動 企業等の説明会に参加し、又は就職試験及び面接を受けることをいう。
- (3) 本市出身者 満 18 歳に達する日までの間において 3 年以上、本市に住所を有していた者で、就職活動実施時点において本市の区域外に住所を有しているものをいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の奨励金は、「ふるさと就職活動応援奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 奨励金は、進学又は就職のために本市の区域外に転出し、現に三重県の区域外に住所を有している本市出身者であって、本市の区域内で就職活動を行ったものに対して、同一年度内において 1 回に限り、これを交付するものとする。

(奨励金の額)

第 5 条 奨励金の額は、別表に定める額とし、予算で定める範囲内においてこ

れを交付するものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、就職活動を行った日から起算して90日を経過した日（その日が次年度に属する場合は、当該就職活動を行った日の属する会計年度の3月31日）とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 住所が確認できる書類
- (2) 本市出身者であることが確認できる書類

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、奨励金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに就職活動実施証明書（別記様式）を添えてこれを行わなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓第42号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第13号）

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市ふるさと就職活動応援奨励金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に行う就職活動に係る奨励金について適用し、同日前に行った就職活動に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

本市出身者が住所を有する都道府県等	交付額
岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県	3, 0 0 0 円
大阪府、兵庫県	5, 0 0 0 円
富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県	1 0, 0 0 0 円
山梨県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	1 5, 0 0 0 円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、島根県、広島県、愛媛県、高知県	2 0, 0 0 0 円
上記以外の都道府県等	3 0, 0 0 0 円

別記様式（第 8 条関係）

就職活動実施証明書

（宛先）津市長

就職活動を行った者

氏 名	
住 所	
実 施 日	年 月 日
実施場所	

【就職活動先企業等証明欄】

（説明会に参加し、又は就職試験及び面接を受けた企業等から証明を受けてください。）

就職活動実施証明書	
上記の者は 年 月 日 当社に対し、就職活動を行ったことを証明します。	
年 月 日	企業等名称
	所 在 地
	責 任 者
	連 絡 先
	⑩